

飯田市議会会議規則新旧対照表（最終 令和6年12月26日飯田市議会規則第2号）

改正後（案）	現行
目次 第1章～第8章（略） 第9章 補則（<u>第160条の2—第161条</u>） 附則 第1章 会議 （会議時間） 第9条（略） 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> <u>4</u>（略） （議案の提出） 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては議案提出者が他の1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	目次 第1章～第8章（略） 第9章 補則（<u>第161条</u>） 附則 第1章 会議 （会議時間） 第9条（略） 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 <u>3</u>（略） （議案の提出） 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては議案提出者が他の1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

改正後（案）	現行
2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。 （修正の動議） 第17条 修正の動議は、その案を<u>備え</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては発議者が他の1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回） 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。 （日程の順序変更及び追加） 第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、<u>議長は</u>、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。 （議事日程のない会議の通知） 第22条 （略）	2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。 （修正の動議） 第17条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては発議者が他の1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回） 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>承認を要する。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。 （日程の順序変更及び追加） 第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは<u>議長は</u>、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。 （議事日程のない会議の通知） 第22条 （略）

改正後（案）	現行
2 前項の場合において、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。 （議場の出入口閉鎖） 第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。 （投票） 第29条 議員は、<u>議長の指示に従って、順次、投票する。</u> （開票及び投票の効力） 第31条 （略） 2 （略） 3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。 <u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> （議案等の説明、質疑及び委員会付託） 第37条 会議に付する事件は、第134条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2・3 （略）	2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。 （議場の出入口閉鎖） 第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条<u>（選挙の宣告）</u>の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。 （投票） 第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。</u> （開票及び投票の効力） 第31条 （略） 2 （略） 3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聞いて</u>議長が決定する。 （議案等の説明、質疑及び委員会付託） 第37条 会議に付する事件は、第134条<u>（請願の委員会付託）</u>に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2・3 （略）

改正後（案）	現行
（委員会の審査又は<u>調査の期限</u>） 第44条 （略） 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 （委員会の中間報告） 第45条 （略） 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。 （発言内容の制限） 第55条 発言は、<u>全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</u> 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言を禁止</u>することができる。 3 （略） （緊急質問等） 第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、<u>前条の規定にかかわらず</u>、議会の同意を得て質問することができる。 2・3 （略） （準用規定） 第64条 質問については、第60条の規定を準用する。	（委員会の審査又は<u>調査期限</u>） 第44条 （略） 2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条<u>（付託事件を議題とする時期）</u>の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。 （委員会の中間報告） 第45条 （略） 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。 （発言内容の制限） 第55条 発言は、<u>すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</u> 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は<u>発言を禁止</u>することができる。 3 （略） （緊急質問等） 第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは<u>前条の規定にかかわらず</u>、議会の同意を得て質問することができる。 2・3 （略） （準用規定） 第64条 質問については、第60条<u>（質疑又は討論の終結）</u>の規定を準

改正後（案）	現行
（選挙規定の準用） 第74条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、<u>第31条第1項から第3項まで</u>、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。 （簡易表決） 第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。<u>この場合において、異議がないと認めるときは</u>、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。 （表決の順序） 第77条 （略） 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。<u>この場合において、その順序は</u>、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。 （公述人の決定）	用する。 （選挙規定の準用） 第74条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条<u>（議場の出入口閉鎖）</u>、第28条<u>（投票用紙の配布及び投票箱の点検）</u>、第29条<u>（投票）</u>、第30条<u>（投票の終了）</u>、<u>第31条（開票及び投票の効力）</u>、第32条<u>（選挙結果の報告）</u>第1項及び第33条<u>（選挙関係書類の保存）</u>の規定を準用する。 （簡易表決） 第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。<u>異議がないと認めるときは</u>、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。 （表決の順序） 第77条 （略） 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。<u>その順序は</u>、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。 （公述人の決定）

改正後（案）	現行
第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</u> 2 （略） （参考人） 第77条の8 （略） 2 参考人については、<u>前3条</u>の規定を準用する。 （会議録の記載事項） 第78条 会議録に<u>記載する事項</u>は、次のとおりとする。 （1）～（15）（略） 2 （略） （会議録に掲載しない事項） 第80条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条の規定により取り消した発言は、掲載しない。 第2章 委員会 <u>（出席委員に関する措置）</u> 第87条の2 <u>この章における出席委員には、飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）第15条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするこ</u>	第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</u> 2 （略） （参考人） 第77条の8 （略） 2 参考人については、<u>第77条の5、第77条の6及び前条</u>の規定を準用する。 （会議録の記載事項） 第78条 会議録に<u>記載し、又は記録する事項</u>は、次のとおりとする。 （1）～（15）（略） 2 （略） （会議録に掲載しない事項） 第80条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条<u>（発言の取消し又は訂正）</u>の規定により取り消した発言は、掲載しない。 第2章 委員会 <u>（オンライン会議）</u> 第87条の2 <u>飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て同条第1項に規定するオンライン会議に出席した委員は、前条第1項、第89条、第</u>

改正後（案）	現行
<u>とができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。</u> 2 この規則に定めるもののほか、<u>オンラインによる方法を用いた委員会の運営</u>に関し必要な事項は、議長が別に定める。 （動議の撤回） 第93条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。<u>ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u> （委員外議員の発言） 第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、<u>その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</u> 2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。 3 <u>前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u> 4 <u>前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> （委員長の発言）	<u>92条、第101条第1項、第112条第2項、第130条及び第131条第1項の出席委員とみなす。</u> 2 この規則に定めるもののほか、<u>オンライン会議</u>の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。 （動議の撤回） 第93条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>承認を要する。</u> （委員外議員の発言） 第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議（オンライン会議を含む。以下この章及び第5章において同じ。）への出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</u> 2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。 （委員長の発言）

改正後（案）	現行
第111条（略） <u>2 委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</u> （答弁書の<u>配布</u>） 第118条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは朗読をもって配布に代えることができる。</u> （不在委員） 第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、<u>オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u> （挙手による表決） 第124条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。 （選挙規定の準用） 第128条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条、第29条、	第111条（略） （答弁書の<u>朗読</u>） 第118条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる。</u> （不在委員） 第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、<u>オンライン会議に出席する委員は、この限りでない。</u> （挙手による表決） 第124条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。 （選挙規定の準用） 第128条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条<u>（投票用紙</u>

改正後（案）	現行
第30条、<u>第31条第 1 項から第 3 項まで及び第32条第 1 項の規定を準用する。</u> （簡易表決） 第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。<u>この場合において、異議がないと認めるときは</u>、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決を採らなければならない。 （表決の順序） 第131条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。<u>この場合において、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。</u>ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は討論を用い<u>ないで会議に諮って決める。</u> 2 （略） 第 7 節 委員会における公聴会及び参考人 （意見を述べようとする者の申出） 第131条の 3 （略） <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項に</u>	<u>の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、及び第32条（選挙結果の報告）第 1 項の規定を準用する。</u> （簡易表決） 第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。<u>異議がないと認めるときは</u>、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決を採らなければならない。 （表決の順序） 第131条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。<u>その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。</u>ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は討論を用い<u>ないで会議に諮って決める。</u> 2 （略） 第 7 節 委員会における公聴会及び参考人 （意見を述べようとする者の申出） 第131条の 3 （略）

改正後（案）	現行
<u>において同じ。）とその申出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第131条の7において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> （公述人の決定） 第131条の4 公聴会において意見を聴こうとする<u>公述人</u>は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から</u>、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。 2 （略） （公述人の発言） 第131条の5 （略） 2 （略） 3 委員長は、必要があると認めるときは、公述人を<u>オンラインによる方法で会議</u>に参加させることができる。 4 （略） （代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述） 第131条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見</u>を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 （参考人）	（公述人の決定） 第131条の4 公聴会において意見を聴こうとする<u>利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）</u>は、<u>あらかじめ文書で</u>申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。 2 （略） （公述人の発言） 第131条の5 （略） 2 （略） 3 委員長は、必要があると認めるときは、公述人を<u>オンライン会議</u>に参加させることができる。 4 （略） （代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述） 第131条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 <u>2 前項ただし書の規定は、オンライン会議に参加する公述人には適用しない。</u> （参考人）

改正後（案）	現行
第131条の 8 （略） 2 （略） 3 参考人については、<u>前 3 条</u>の規定を準用する。 第 3 章 請願 （請願書の記載事項等） 第132条 請願者は、請願書に邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合には所在地）を記載し、並びに氏名（法人の場合には<u>その名称及び代表者の氏名</u>）を署名し、又は記名押印をしなければならない。 2・3 （略） 4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。 <u>5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> （請願の委員会付託） 第134条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> <u>2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u>	第131条の 8 （略） 2 （略） 3 参考人については、<u>第131条の 5、第131条の 6 及び前条</u>の規定を準用する。 第 3 章 請願 （請願書の記載事項等） 第132条 請願者は、請願書に邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合には所在地<u>及びその名称</u>）を記載し、並びに氏名（法人の場合には<u>代表者の氏名</u>）を署名し、又は記名押印をしなければならない。 2・3 （略） 4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。 （請願の委員会付託） 第134条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるとき</u>

改正後（案）	現行
3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u> （紹介議員の委員会出席） 第135条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 2 （略） <u>3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれて</u> <u>いるときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することが</u> <u>できる。</u> <u>4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望</u> <u>するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> （請願の審査報告） 第136条 （略） <u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を</u> <u>付けることができる。</u> <u>3 （略）</u> 第4章 辞職及び資格の決定 （議員の辞職） 第140条 （略） 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について<u>準用する。</u>	<u>は、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託す</u> <u>ることができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなす。</u> （紹介議員の委員会出席） 第135条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、<u>会議又</u> <u>はオンライン会議において</u>紹介議員の説明を求めることができる。 2 （略） （請願の審査報告） 第136条 （略） <u>2 （略）</u> 第4章 辞職及び資格の決定 （議員の辞職） 第140条 （略） 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、<u>準用する。</u>

改正後（案）	現行
（資格決定の審査） 第142条 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。 （決定の通知） 第143条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。 第 5 章 規律 （携帯品） 第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー</u>、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては</u>、この限りでない。 （資料等の配布許可） 第150条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。 第 6 章 懲罰 （懲罰動議の提出） 第153条 （略）	（資格決定の審査） 第142条 前条の要求については、議会は、第37条<u>（議案等の説明、質疑及び委員会付託）</u>第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。 （決定書の交付） 第143条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、<u>その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u> 第 5 章 規律 （携帯品） 第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、襟巻、つえ</u>、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは</u>、この限りでない。 （資料等印刷物の配布許可） 第150条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。 第 6 章 懲罰 （懲罰動議の提出） 第153条 （略）

改正後（案）	現行
2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第106条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。 （懲罰動議の審査） 第154条 <u>懲罰について</u>、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。 <u>（代理弁明）</u> 第154条の2 <u>議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u> 第7章 協議又は調整を行うための場 （協議又は調整を行うための場） 第159条 （略） 2・3 （略） 4 招集権者は、災害の発生、感染症のまん延防止その他やむを得ない事由により協議等の場を開会する場所へ議員を招集することが困難であると認めるときは、<u>オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u> 5 前項の場合において、<u>開会方法その他必要な事項は、飯田市議会委員会条例の例による。</u>	2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条 <u>（秘密の保持）</u> 第2項又は第106条 <u>（秘密の保持）</u> 第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。 （懲罰動議の審査） 第154条 <u>懲罰については</u>、議会は、第37条 <u>（議案等の説明、質疑及び委員会付託）</u> 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。 第7章 協議又は調整を行うための場 （協議又は調整を行うための場） 第159条 （略） 2・3 （略） 4 招集権者は、災害の発生、感染症のまん延防止その他やむを得ない事由により協議等の場を開会する場所へ議員を招集することが困難であると認めるときは、<u>オンライン会議に議員が参加することを許可する</u>ことができる。 5 前項の場合において、<u>議員は、オンライン会議に出席するときは、あらかじめ招集権者の許可を得なければならない。</u>

改正後（案）	現行
6 協議等の場の運営に<u>関し</u>必要な事項は、議長が別に定める。 第8章 （略） 第9章 補則 <u>（電子情報処理組織による通知等）</u> <u>第160条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うこととされているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> <u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うこととされているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当</u>	<u>6 招集権者は、第4項の規定による許可をするときは、当該許可を求める議員の意見を聴いて、オンライン会議に必要な装置が設置された場所であって招集権者が相当と認める場所を指定して行うものとする。</u> <u>7 協議等の場の運営その他</u>必要な事項は、議長が別に定める。 第8章 （略） 第9章 補則

改正後（案）	現行
<u>該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を議長の定めるところにより届け出た場合に限る。</u> <u>3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関しこの規則に定める方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u> <u>4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第 20 条、第 66 条、第 79 条、第 118 条、第 133 条第 1 項及び第 134 条第 1 項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</u> <u>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）とされて</u>	

改正後（案）	現行
<u>いるものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u> <u>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受けるものについて対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより当該通知のうち当該部分以外の部分について前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u> <u>（電磁的記録の作成等）</u> <u>第160条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条及び第128条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下この条において「作成等」という。）とされているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電磁的記録の作成等をもって代えることができる。</u> <u>2 前項の規定により作成等された電磁的記録については、文書等に</u>	

改正後（案）	現行
<u>より行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u> 別表（第159条関係） 【別記 参照】	別表（第159条関係） 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

名称	目的	構成員	招集権者
(略)			
常任委員会 協議会	各常任委員会の所管する事項に関し、協議又は調整を行う場とする。	常任委員	常任委員長
委員長会	各委員会相互の課題の共有化のため、協議又は調整を行う場とする。	議長 副議長 常任委員長 必要に応じ議会運営委員長、特別委員長及び検討委員長	議長
(略)			

現行

名称	目的	構成員	招集権者
(略)			
常任委員会 協議会	各常任委員会の所管する事項に関し、協議又は調整を行う場とする。	常任委員	常任委員長
<u>政策会議</u>	<u>議案の分野別又は包括的な審議の充実及び政策的な課題への対応を図るための協議又は調整を行う場とする。</u>	<u>副議長 常任委員会の委員長 各会派から選出される議員</u>	<u>政策会議委員長</u>
委員長会	各委員会相互の課題の共有化のため、協議又は調整を行う場とする。	議長 副議長 常任委員長 必要に応じ議会運営委員長、特別委員長及び検討委員長	議長
(略)			

